

医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団脳健会が開設する仙台リハビリテーション病院通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の低下予防及び向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所リハビリテーションの提供にあたって、当事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の低下予防及び向上を図る。

- 2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所
- ② 所在地 宮城県富谷市成田1丁目3-1
- ③ 介護保険指定番号 0411610207号

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日及び年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から13時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から12時30分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、富谷市、仙台市、黒川郡、宮城郡の区域とする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

① 1単位 最大12名 とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 当事業所は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成されるリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- ① 機能訓練
- ② 日常生活動作練習
- ③ 健康チェック
- ④ リハビリマネジメント
- ⑤ 運動器機能低下予防及び向上
- ⑥ 口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニング
- ⑦ 相談・援助

- 2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする（料金表は別表）。
- 3 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 4 当事業所は、前項の費用の額に係るサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 (専任)	常勤 (兼任)	非常勤 (専従)	非常勤 (兼任)
管理者	医師		1		1
理学療法士	理学療法士	2	3		
作業療法士	作業療法士				
言語聴覚士	言語聴覚士				
管理栄養士	管理栄養士				
相談員	社会福祉士		1		
ドライバー				2	1

(職務の内容)

第9条 従業者の職務内容は、次の各号のとおりとする。

- ①管理者：従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。しかし、専ら通所リハビリテーションの提供にあたるものうちから選任した者に、必要な管理をサービス提供責任者として代行させることができる。
- ②サービス提供責任者：従業者のなかから管理者に選任され、管理者の代行で必要な管理を行う。
- ③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施ならびに指導を行う。
- ④管理栄養士：利用者の栄養管理・指導を行う。
- ⑤相談員：利用者の各種相談業務や必要な事務を行う。
- ⑥ドライバー：利用者の通所リハビリテーション実施計画書に基づく送迎を行う。

(研修)

第10条 当事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回

(利用の開始)

第11条 当事業所の利用は、利用者及び利用者の家族との直接契約により、利用を開始するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(利用の解除)

第12条 次の各号に該当するときは利用を解除・終了することができる。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

- ① 利用者及び利用者の家族から、利用中止の申し出があったとき。
- ② 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ③ 利用者及び利用者の家族が第7条に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ④ 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所でのサービス利用が困難な場合。
- ⑤ 利用者及び利用者の家族が当事業所従業者または他利用者に対して、言動等により著しい身体的・精神的苦痛を与え、再三の協議によつても改善が見られない場合。

(秘密厳守)

第13条 当事業所とその従業者は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関わる秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。退職後も同様とする。ただし、次の各号についての情報提供については、予め利用者及び扶養者から同意を得た上で行なうこととする。

- ① 介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(記録の整備)

- 第14条 当事業所において従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスの提供を終了した日から5年間保存する。

(緊急時の対応)

- 第15条 通所リハビリテーション提供中に利用者に病状の急変やその他緊急事態が生じた時は、速やかに同敷地内病院の医師が対応し、利用者の家族等や必要に応じて主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。
- 2 当事業所は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止及び発生時対応の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(衛生管理等)

- 第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(災害対策)

- 第17条 自然災害、火災、その他の災害対策等について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

(事業継続計画)

- 第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。
- 2 感染症や非常災害の発生時に、前項の計画を速やかに遂行する目的として感染対策委員会および災害対策委員会を設置する。

(虐待防止)

- 第19条 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ、行政機関へ報告する。

- ① 虐待防止委員会及び責任者の設置
- ② 虐待防止委員会の定期的な開催
- ③ 虐待防止に関する定期的な研修の実施

(身体拘束)

第20条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント防止のための措置)

第21条 当事業所は、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場で行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(要望又は苦情等)

第22条 利用者及び家族からの要望又は苦情等に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 提供した通所リハビリテーションに関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村職員からの質問若しくは照会に応じ及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 利用者の苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他の事項)

第23条 この規定に定めるもののほか当事業所の管理、運営に必要な事項並びに改定については管理者の決裁を必要とする。

付 則

この運営規定は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規定は平成21年11月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。
- 3 この規定は平成25年5月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。
- 4 この規定は平成26年5月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。
- 5 この規定は令和2年9月1日に一部を改訂した上で同日より施行する。
- 6 この規定は令和7年6月20日に一部を改訂した上で同日より施行する。